

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）の会長及び小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の幹事長の指示を受け、協議会に提案する事項について専門的に協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 部会は、別表の左欄に掲げる部会ごとに、同表の中欄及び右欄に掲げる職にある者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 別表の左欄に掲げる部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、小田原市の部局長等（部局長相当の職にある者（部局に属しない課等にあつては、課長相当の職にある者。）をいう。次項において同じ。）のうち幹事長が指名する者をもって充てる。
- 3 副部会長は、南足柄市の部局長等のうち幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会の会議の議長は、部会長がこれに当たる。
- 3 部会は、必要に応じて関係する部会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する部会の部会長が当たるものとする。

(分科会)

第6条 部会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 部会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事会の幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 部会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条及び第4条関係)

部会名	小田原市	南足柄市
企画部会	企画部長、政策調整担当部長、広域行政統括担当部長、秘書室長	企画部長、秘書広報課長
総務・財務部会	総務部長、会計管理者、監査事務局長、選挙管理委員会書記長	総務防災部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長
市民部会	市民部長	市民部長
防災・消防部会	防災部長、消防長	総務防災部長
文化部会	文化部長	市民部長
環境部会	環境部長	環境経済部長
福祉・医療部会	福祉健康部長、病院管理局長	福祉健康部長
子ども・青少年部会	子ども青少年部長	福祉健康部長
経済部会	経済部長、公営事業部長、中心市街地振興担当部長、水産振興担当部長、農業委員会事務長	環境経済部長、農業委員会事務局長

都市部会	都市部長	都市部長
建設部会	建設部長	都市部長
下水道部会	下水道部長	都市部長
水道部会	水道局長	都市部長
教育部会	教育部長	教育次長
議会部会	市議会事務局長	議会事務局長